

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年11月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該(営)違反点数
令和5年11月14日	南国タクシー株式会社(法人番号4340001003204)代表者越牟田純	鴨池営業所	輸送施設の使用停止(40日車) 文書警告	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項、道路運送法第27条第3項	令和5年3月23日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2第1項)	4	4	4	4
	鹿児島県鹿児島市東千石町8番地29号	鹿児島県鹿児島市与次郎1丁目2295-49							
令和5年11月22日	石橋晃	石橋タクシー営業所	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法第27条第3項、道路運送車両法第58条第1項	令和5年5月25日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条、道路運送車両法第58条第1項)	6	6	6	6
	福岡県福岡市南区	福岡県福岡市南区							